議第１０１号関係

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について

総合企画部市町村課

１　趣旨

公職選挙法の特例を定めた「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に基づき、電子機器（タブレット等）を用いて行う投票（電子投票）に関し必要な事項を定める。

２　内容

○　県議会議員及び知事の選挙において、美濃加茂市からの要望等を踏まえ、同市内の投票区に限り、電子機器を操作して投票を行うものとする。

○　電子機器における候補者の氏名等の表示方法は、次のとおりとする。

・　原則として、全ての候補者の氏名等を電子機器の映像面に同時に表示する方法とする。

・　表示の順序は、くじで定める順序によるものとする。

３　施行期日等

公布の日から施行（来春執行予定の岐阜県議会議員選挙から適用）

参考　電子投票について

○　電子投票とは、投票所に設置された電子機器を操作することにより、投票用紙を用いずに投票を行うこと。

○　手書き文字が読み取れないような無効票がゼロになること、開票・集計作業の時間や人手が削減できることなどのメリットがある。

○　「市町村選挙を電子投票で行う旨の市町村条例を定めた市町村」に限り、県条例で定めることにより、県選挙を電子投票で実施できる。

※　電子投票は、地方選挙でのみ認められており、国政選挙では認められていない。

電子投票イメージ

